

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成31年3月18日に実施したこども・若者未来局の財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年4月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成30年10月4日から平成31年3月18日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成31年4月12日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>児童相談所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市児童相談所設備定期点検等業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 受注者は業務の一部を第三者に再委託していたが、契約書には発注者の書面による事前の承諾について記載されておらず、再委託された7件の業務について、市長名による書面での承諾が行われていなかった。</p> <p>イ 昇降機の遠隔監視点検に係る報告書について、再委託先が点検を実施していたにもかかわらず、受注者が作成した報告書が提出されており、再委託先が作成した報告書の提出が確認できなかった。</p> <p>ウ 受注者が実施した消防用設備等の点検結果に基づき市が消防署長に提出した定期点検に係る報告書について、点検実施責任者が所属する会社の名称を誤っていた。</p> <p>委託業務の再委託に関しては、「入札・契約事務の適正執行について」(平</p>	<p>平成30年10月4日から平成31年3月18日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>アの事例につきましては、平成31年1月25日付けで変更契約を締結し、書面による事前承諾を行う旨を明記しました。また、改めて市長名による書面での承諾を行いました。</p> <p>イの事例につきましては、再委託先に報告書の提出を求め、適正に点検が実施されていたことを確認しました。</p> <p>ウの事例につきましては、受注者に報告書の訂正を求め、誤記の箇所を修正しました。</p> <p>今回の不適正な契約事務に至った原因は、所属職員の業務委託契約の認識及び確認が不足していたことに加え、管理者をはじめ、所内におけるチェック体制が十分に機能していなかったことにより、1月15日に実施した班長級以上の連絡会及び1月16日に実施した所内</p>

成30年3月29日付け契約課長通知)において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の書面による事前の承諾を得る旨を条文中に盛り込むよう、契約書の記載例が示されている。しかしながら、本契約書には再委託する場合の書面による事前の承諾について記載されておらず、更に事前の承諾が行われることなく再委託業務が実施されていたことは、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

また、点検業務は適正に行われていたものの、委託業務の報告書の作成主体や基本的な項目である点検実施会社名などに誤りが見られたことは、報告書全体の信ぴょう性が疑われかねない。

今後は、契約事務の重要性を再認識し、業務の一部を再委託する場合の事前承諾を徹底するとともに、報告書類の記載内容等を十分に確認するなど、適正に契約事務を執行されたい。

【児童相談所】

職員の全体会において、本事例について周知し、再発防止に向けた注意喚起を図りました。

また、契約関係書類の記載不備の是正や契約業務の履行確認の徹底を図るため、平成31年度から既存のチェックリストを基に再委託に関する項目を追加するなど確認項目等をさらに明確化した新しいチェックリストを用いて、複数職員によるチェックを行っております。

今後は、引き続きチェックリストを用いた複数職員によるチェックを徹底するとともに、担当者の変更に当たり、当該事案を文章化して引継ぎを行うことで、契約事務に対する担当者の正しい理解・認識の継承を図ることなどにより、適正な事務執行に努めてまいります。

【児童相談所】